



2. 各種支援制度のご案内

国や地方自治体で、出産費用の負担軽減のために様々な支援制度を実施しております。

妊婦委託健康診査受診票（補助券）

各市町村で発行しているもので、妊婦健診と検査の一部を無料で受けることができます。青森県内全ての市町村と、青森県以外の一部の市区町村は利用することができます。（里帰り出産の方は、お住まいの市区町村担当窓口でご確認下さい。）

補助券対象外の検査がありますが、その際はお会計が発生しますのでご了承下さい。（当院は現金払いのみの対応となっております。）

妊産婦 10 割給付

国民健康保険に加入している妊産婦さんは、「妊産婦 10 割給付証明書」をご提示いただくことにより外来医療費（保険診療分）が無料になります。

八戸市に住民票がある方は、母子手帳交付時に限り保険証と一緒に提示するとその場で証明書を発行してもらえます。母子手帳交付日以外に申請をする場合には、八戸市役所国保年金課 8 番窓口もしくは各市民サービスセンターで発行してもらえます。

八戸市以外に住民票がある方は、各市町村ホームページまたは担当窓口でご確認ください。

産科医療補償制度

当院が加入している「産科医療補償制度」は、分娩に関連して発症した脳性まひの赤ちゃんやそのご家族の経済的負担を速やかに補償する制度です。脳性まひ発症の原因分析と、同様の事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上を図ります。

- ・妊娠 6 か月頃、当院にて登録証の記入をお願いします。
- ・里帰り分娩で当院へお越しの方で、前医で登録済の場合は変更登録が必要となります。受付窓口へ登録証の提出をお願いします。
- ・当院以外で出産される方は、分娩医療機関先での登録となります。





出産育児一時金

【直接支払制度】

出産費用をできるだけ現金でお支払い頂かなくても済むよう、当院が皆様のご加入されている医療保険者*に出産育児一時金(50万円)を請求する制度です。出産費用が50万円を超えた場合には、超過分を退院時にお支払いして頂きます。50万円未満の場合には、ご自身で医療保険者に差額分を請求すると指定の口座に振り込まれます。

*医療保険者=国保、協会けんぽ、共済組合 他

受取代理制度

出産予定日の2カ月前になりましたら、ご自身で申請を行なって頂きます。この制度でも、出産育児一時金からの超過分を支払うだけで済みますが、直接支払制度とは異なり、出産費用が50万円未満の場合については、差額分が指定の口座に振り込まれます。

- ・協会けんぽの方は30週頃に書類をお渡しします。
- ・協会けんぽ以外の保険に加入されている方は、職場の担当者に受取代理制度を利用できるかを確認して下さい。利用可能な場合は必要な書類を取り寄せて頂き、必要事項を記入の上、32週前後の妊婦健診でお越しの際に受付窓口へご提出下さい。

出産手当金

出産手当金は基本的に、勤務先で健康保険に加入している方(被保険者)であれば受け取ることができる給付金です。申請をされる方は、産後に申請書類を受付窓口へご提出下さい。また、産前・産後でそれぞれ申請する場合はご相談下さい。

限度額適用認定証

長期入院や帝王切開予定の方は、窓口での医療費の支払いが高額になります。支払い後に申請をすれば自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」がありますが、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払い負担が大きくなります。「限度額適用認定証」をご利用頂ければ窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなりますので、ご自身で医療保険者に申請を行ない、発行された認定証を窓口にご提示下さい(マイナ保険証ご利用の方は、オンライン資格確認での情報提供に同意を頂ければ申請の必要はありません。)

